

公開・非公開の別

公開  部分公開

非公開

## 浜松市大規模小売店舗立地審議会会議録

- 開催日時 令和元年6月4日(火) 10時00分から11時10分
- 開催場所 浜松市役所本館5階51会議室
- 出席状況  
委員 日比谷 憲彦(会長) 松尾 幸二郎  
野田 宏治 岩邊 弘  
馬場 美也子 塩崎 恵子  
亀井 暁子  
事務局 商業振興担当課長  
商業・地域産業グループ3名
- 傍聴者 1人
- 議事内容 (仮称)カインズ浜松市野店(新設)  
(仮称)杏林堂薬局内野店(新設)
- 会議録作成者 産業振興課商業・地域産業グループ 野中
- 記録の方法 発言者の要点記録  
録音の有無 無し
- 会議記録

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

.....

(仮称) カインズ浜松市野店について

事務局

- ・ 4ヶ月間の縦覧の結果、住民等からの意見はなし
- ・ 調整会議においては、産業振興課等より意見あり
- ・ 用途地域は、工業地域
- ・ 届出年月日 平成30年11月16日
- ・ 届出内容の概要を説明

岩邊委員 来店車両走行音の騒音予測において、単発騒音暴露レベルが考慮されていないと思われる。これを加味したうえで、予測結果を再確認してほしい。

騒音予測地点B4の基準値は、調整区域の基準値である55dBを用いることが適切である。

上記のとおり騒音予測を再確認した後、予測地点B4の北に立地する2階建ての住居付近にて騒音予測を追加で行うこと。

事務局 事業者を確認する。

馬場委員 平成30年11月9日付け事業者からの回答中、廃棄物等の処理の回答項目に記載されている別紙2の内容がどのようなものか、確認したい。廃棄物保管施設No.1について、屋外に設置することと思われるが、風による散乱等の影響がないか確認すること。

事務局 事業者を確認する。

松尾委員 交通量調査地点2は、西流入、右折レーンが開店後比較的混雑する予測となっている。出口2の位置について、交差点から西へ少しずらすことにより、退店車両がスムーズに右折レーンへ流入できるようになると思われる。出口2の位置変更が可能かどうか確認すること。

事務局 事業者を確認する。

亀井委員 図3、エクステリアプラザ受付棟の北側の緑地が切れ樹木記号がある部分にフェンス・扉等の図示がある。住居が近接していることから詳細を報告すること。

4月10日付事業者からの回答中、着色立面図の提出有無について確認すること。

事務局 立面図については、提出済みである。

図面の当該箇所については事業者を確認する。

野田委員 身障者用駐車場の寸法が狭いと感じる。

搬出入計画において、4トン車の搬入が2台重ならないようにする方法は

あるか。また重なった場合の待機場所があるかどうか。  
特に、荷さばき施設No.1の北側へ駐車した車両は、2台並んだ際に退出できるか確認してほしい。  
AEDの設置を要望する  
駐輪場の寸法が小さいと思われる。

日比谷委員長 本審議会で確認事項となった以下の点について、事務局による対応をお願いする。

- ①騒音予測の再計算について
- ②廃棄物保管施設からの飛散防止対策について
- ③出口2の設置位置について
- ④建物配置図内設備の確認について
- ⑤身障者用駐車場、駐輪場の寸法について
- ⑥搬入車両待機場所について
- ④AEDの設置について

以上で（仮称）カインズ浜松市野店の審議を終了する。

（仮称）杏林堂薬局内野店について

事務局

- ・ 4ヶ月間の縦覧の結果、住民等からの意見はなし
- ・ 調整会議においては、産業振興課等より意見あり
- ・ 用途地域は、市街化調整区域
- ・ 届出年月日 平成31年1月4日
- ・ 届出内容の概要を説明

馬場委員 緑地計画についての記載がないため、確認ができない。  
浜松市では、生物多様性に関する別計画もあることから、基準値にとらわれず、緑化面積を増加していただきたい。

事務局 本審議会で対応する大規模小売店舗立地法の前段階である、土地利用幹事会段階において確認がなされているものである。  
緑化面積に関する要望については、事業者に伝える。

岩邊委員 騒音予測の夜間最大値が超過している。このことから、21時30分以降の駐車場利用制限の具体的な実施方法の確認、徐行の喚起住宅との境界への遮音性を有するフェンスの設置についてそれぞれ確認・対策の検討をしてほしい。  
あわせて、図8に記載されている赤丸に数字が記載されている表示について確認すること。

事務局 事業者を確認する。

野田委員 駐車場の構造が奥に細長く、満車だった場合に引き返すことができるのか。接触事故が懸念される。

西側は、歩行者のみの入口とのことであるが、当該土地に以前に立地した施設では車両の出入口であったようである。車両の出入口として使用せずに、運用が可能であるか、また、今回は車両が進入できないような構造となっているか確認すること。

AEDの設置を要望する。

身障者用駐車場が店舗壁面に設置されている。近年運転操作ミスによる事故が散見されることから、建物と離れた位置への検討をされたい。図面3における、身障者用インターホンの位置、内容について確認すること。

事務局 事業者を確認する。

松尾委員 No.29の駐車マス付近の敷地境界について、フェンス等が設置されるか確認し、駐車場内の見通しが悪くならないよう運用について配慮すること。必要により、当該マスの利用中止も検討すること。

亀井委員 夜間照明について、既設照明を利用するとなると、届出書記載の配慮事項との整合性が図られなくなると思われる。内容について確認すること。

事務局 事業者を確認する。

日比谷委員長 駐車場のサイン表示について、駐車場入口のサインは通常「P」マークで表示することが通例であり、運転者も当該マークを目印にハンドルを切ると認識している。このことから、サイン計画の再検討を依頼する。

日比谷委員長 本審議会で確認事項となった以下の点について、事務局による対応をお願いする。

- ①緑化面積について
- ②騒音予測値の超過に対する対策について
- ③駐車場内の安全対策について（駐車場内設備を含む）
- ④夜間照明について
- ⑤サイン計画について
- ⑥AEDの設置について

以上で（仮称）杏林堂薬局内野店の審議を終了する。

#### 4 その他

- ・今後の審議案件について  
次回審議件数は3件を予定。

#### 5 閉会